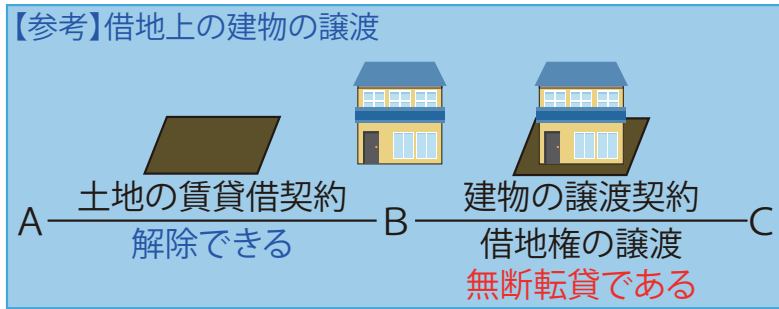


※借地上の建物を売却する場合は、借地権の譲渡にあたる。したがって、借地権設定者の承諾が必要となる。

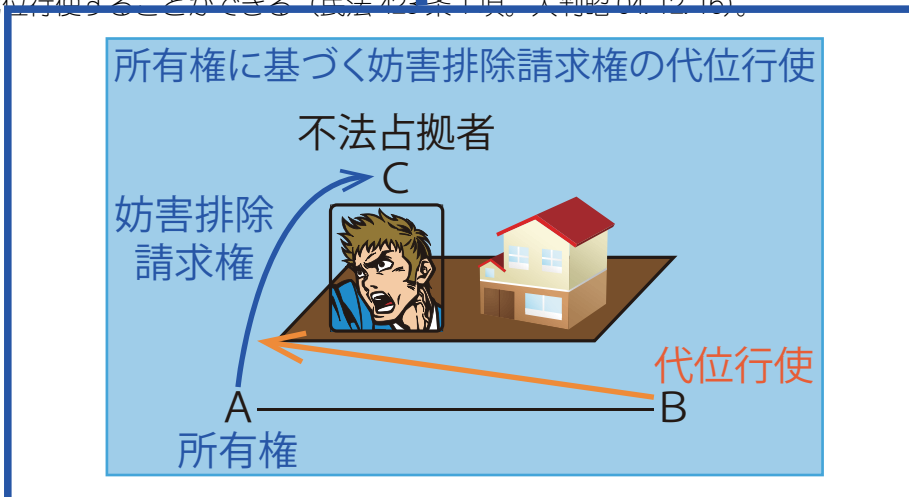


●類似過去問 (借地上の建物の賃貸)

# 図解も豊富に取り入れていきます

■所有権に基づく妨害排除請求権の代位行使

借地権者 (B) は、借地権を保全するため、借地の不法占拠者 (C) に対して、土地所有者 (A) の妨害排除請求権を代位行使することができる (民法 429 条 1 項、大判昭 04. 12. 16)。



※この場合、B は、土地を自らに引き渡すことを要求できる (最判昭 29. 09. 24)。